

障 発 1 1 2 7 第 1 0 号
令 和 5 年 1 1 月 2 7 日
一部改正 障 発 0 3 2 7 第 5 号
令 和 8 年 3 月 2 7 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習
会の指定基準等について

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）により改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部改正が令和6年4月1日から施行されることに伴い、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行わなければならないこととされた。こうした動向を踏まえ、今後の市町村における精神保健に係る相談支援体制整備を推進するため、本年2月に「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」が設置され、本年9月に報告書がとりまとめられた。当該報告書の内容を踏まえ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第12条第3号に規定する講習会の指定基準等を下記のとおり定め、令和6年4月1日から適用することとしたので、御了知いただくとともに、都道府県におかれては、管内市町村に対し、周知を図っていただくようお願いする。

なお、本通知の発出に伴い、「精神衛生法施行令第六条第三号に規定する講習会の指定基準等について」（昭和41年2月4日障発54号厚生省公衆衛生局長通知）は、令和6年3月31日付けで廃止する。

記

1 講習会の指定基準

(1) 実施主体

自治体とすること。

(2) 講習科目、その時間数及び到達目標

別表第1及び別表第2によること。

(3) 講師の資格

当該科目について、相当な学識経験を有する者とする。

(4) 受講対象者

本講習会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第125号）第12条第3号の規定において、保健師が受講対象とされている。

なお、自治体における精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談支援の質の向上を図るため、相談支援を行う保健師以外の職員も受講対象とすることができる。

2 指定申請の手続き

講習会を実施しようとする者が厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、当該講習会の開催予定日の30日前までに次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出すること。

なお、申請後その内容について変更（軽微な変更を除く。）の必要を生じた場合には、あらかじめ変更申請を行うこと。

(1) 講習会の名称

(2) 実施主体

(3) 講習科目、講習テーマ、講師氏名及び担当時間数（別表第3によること。）

(4) 講習会場名及び所在地（講義を行う場所及び演習を行う病院等をすべて記入すること。）

(5) 実施期間及び日程

(6) 受講対象者（職種）及び予定受講者の総数

(7) その他参考となる事項

3 講習会の実施に関して留意すべき事項

(1) 保健師以外の職員が受講する場合であって、別表第1に掲げる講義及び演習のすべてを受講することが困難な場合等については、精神保健や相談技術に関する基礎的事項（別表第1中、1から4まで及び9の項目をいう。）の受講を推奨する等、職員の実情に応じた受講を可能とすること。

(2) 受講者の出席状況を把握し、出席状況が不良と実施主体が判断した者については修了したものとは認めないこととする。

(3) 講習会の実施者は、講習会を修了した者に対して修了証書又は修了証明書を交付すること。

(4) 講習会の終了後30日以内に、受講修了者の総数及び職種別の受講修了者数を報告すること。なお、修了証書又は修了証明書を与えた者の氏名等について、報告は求めないが、講習会主催者において、保管等を行い把握できる状態としておくこと。

(5) 講習会の実施者は、講習会及び受講者に関する資料を保存すること。

別表第1 講習科目及び時間数

履修方法	科目	内容	時間数
講義	1 精神保健福祉の理念	①精神保健福祉の基本的枠組み及び視点 ②精神障害者の人権及び権利擁護 ③国連障害者権利条約	1
	2 精神保健医療福祉の現状及び課題	①精神科医療の動向 ②精神保健福祉施策の動向	1
	3 精神保健医療福祉に関する法律	関係法令及び自治体の役割	1
	4 精神保健福祉相談員の役割	①自治体における精神保健福祉業務 ②精神保健福祉相談員の役割及び意義 ③ライフステージ別の課題 ④支援提供における留意点	2
	5 精神疾患の基礎知識	①主な疾患の概要及び治療法等 ②精神障害リハビリテーション	2
	6 精神保健福祉の相談支援	①相談支援の目的及び方法 ②相談支援のプロセス ③多職種連携及び多機関連携 ④当事者及び家族との協働	4
	7 精神保健医療福祉に関する制度及びサービス	①各制度の概要及びサービスの機能 ②各関係機関及び専門職の役割と機能	3
演習	8 精神保健福祉の相談支援事例	相談支援の実際	5
	9 当事者及び家族主体の相談支援	①当事者が経験する地域生活の理解 ②当事者の家族が経験する地域生活の理解	2
	10 関係機関の見学	①自治体の見学 ②精神科医療機関の見学 ③精神保健福祉関係機関の見学	(2)
	11 受講の振り返り	①自身の相談支援技術に関する課題の確認 ②課題の克服に必要な相談支援事例等の実践の検討	1
③自身の相談支援技術に関する課題及び今後希望する実践の上長との共有		(1)	
合計			22時間以上

(留意点)

○「履修方法」欄が講義である講習科目については、講義を録画したものを視聴することも可能とするが、受講者の視聴状況について適切に把握すること。また、オンラインを活用して実施する

ことも差し支えない。

○「履修方法」欄が演習である講習科目については、対面で行うこととする。

○「時間数」欄に（ ）で記載されている内容は、地域の実情に応じて実施しないこととしても差し支えない。

別表第2 到達目標

到達目標		
大項目	中項目	小項目
I 精神 保健 福祉 相談 員に 必要 な価 値や 倫理 を理 解す る	1 精神保健福祉の理念を理解する	・精神障害者の人権及び権利擁護、福祉に関する理念や考え方について、医学モデルとは異なる理念の重要性を含めて理解する
	2 精神保健医療福祉の現状及び課題を理解する	・精神科医療及び精神保健福祉に関連する課題等を含む動向を理解する ・国及び自治体における精神保健福祉施策を理解する
	3 精神保健医療福祉に関する法律及び自治体の役割を理解する	・精神保健福祉法、障害者基本法、地域保健法、社会福祉法、医療観察法等の関係法令に基づいた自治体の役割を理解する
II 地域 精神 保健 福祉 活動 に必 要な 知識 を習 得す る	4 精神保健福祉相談員の役割を理解する	・自治体が担う精神保健福祉に関する業務を理解する ・精神保健福祉相談員の役割を理解する ・各ライフステージで生じる身体的・精神的・経済的な課題等を理解する ・支援が必要な人や、支援する際配慮が必要な人について、支援提供における留意点等を理解する
	5 精神疾患の基礎知識を習得する	・主な精神疾患の診断名、原因、症状、治療法等を理解する ・精神障害リハビリテーションの導入から経過、その効果について理解する
	6 精神保健福祉の相談支援を理解する	・相談支援の目的及び当事者主体の重要性について理解する ・当事者及び家族と協働しながら相談支援を行うことの意義を理解する ・必要な支援につながりにくい対象を含め当事者及び家族への支援方法を理解する ・事例をもとに、当事者の意思を尊重しながら相談支援を行う際に必要な知識や技術を理解する ・事例をもとに、精神保健に関する複合的な課題を抱える住民の相談支援に対応できるよう、多職種連携及び多機関連携における相談支援に必要な技術を理解する
	7 精神保健医療福祉に関する制度及びサービスを理解する	・各制度の概要やサービスの機能及び活用方法を理解する ・さまざまな関係機関及び専門職の役割を理解する

Ⅲ 地域 精神 保健 福祉 活動 に必 要な 技術 を理 解す る	8 精神保健福祉の相談支援事例及びグループワークを通し、習得した知識や技術の活用方法について理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな相談支援場面において精神保健福祉相談員が果たしている具体的な役割を理解する ・グループワークでの意見交換や講師からの助言等を受けて、講義で習得した知識や技術等を用いた具体的な支援方法に対する理解を深める
	9 当事者及び家族主体の相談支援を理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害がある当事者とその家族の視点から、地域生活での課題や工夫等を具体的に理解する ・精神障害がある当事者とその家族が期待する精神保健福祉相談員の役割や支援内容等を理解する
	10 関係機関の見学を通し機能を理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の相談支援体制の整備状況及び複合的な課題を抱えた住民の相談支援の実際を理解する ・実際の相談支援における精神科医療機関や精神保健福祉関係機関の機能を理解する
	11 自身の相談支援技術に関する課題及びその克服に必要な実践を明らかにする	<ul style="list-style-type: none"> ・講習で学んだことを振り返り、自身の相談支援技術に関する課題及びその克服に必要な実践が何かについて明らかにする ・受講修了後に、職場の上長に自身の相談支援技術に関する課題及びその克服のために今後希望する実践について共有する

別表第3 講習科目、講習テーマ、講師氏名及び担当時間数

講習科目	講習テーマ	講師氏名	担当時間数	備考
			合計時間数	

(備考)

ア 講習科目欄には、別表第1「講習科目及び時間数」に掲げる科目別に記載し、講習テーマ欄には、これに基づいて担当講師が実際に行う講義でのテーマを記載すること。

イ 講師氏名欄及び担当時間数欄には、当該科目ごとに、対応して記載すること。
また、科目の1から11までの区分ごとに、担当時間数の小計を記載すること。
なお、講師の職業及び略歴については、一覧表として作成し、添付すること。

(別添)

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について
(令和5年11月27日障発第1127第10号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)【新旧対照表】

(下線部が変更箇所)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障発1127第10号 令和5年11月27日 <u>一部改正 障発0327第5号</u> <u>令和8年3月27日</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 講習会の指定基準 (1) 実施主体 <u>自治体</u>とすること。 (2) (略) (3) (略) (4) <u>受講対象者</u> 本講習会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第125号）第12条第3号の規定において、保健師が受講対象とされている。 <u>なお、自治体における精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談支援の質の向上を図るため、相談支援を行う保健師以外の職員も受講対象とすることができる。</u></p> <p>2 指定申請の手続き 講習会を実施しようとする者が厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、当該講習会の開催予定日の30日前までに次の事項を記載した申請書を厚</p>	<p style="text-align: right;">障発1127第10号 令和5年11月27日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 講習会の指定基準 (1) 実施主体 <u>地方公共団体</u>とすること。 (2) (略) (3) (略) (4) <u>受講者の資格</u> 本講習会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第125号）第12条第3号の規定において、保健師が受講対象とされている。</p> <p>2 指定申請の手続き 講習会を実施しようとする者が厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、当該講習会の開催予定日の30日前までに次の事項を記載した申請書を厚</p>

生労働大臣に提出すること。

なお、申請後その内容について変更(軽微な変更を除く。)の必要を生じた場合には、あらかじめ変更申請を行うこと。

(1)～(5) (略)

(6) 受講対象者(職種)及び予定受講者の総数
(削除)

(削除)

(7) その他参考となる事項

3 講習会の実施に関して留意すべき事項

(1) 保健師以外の職員が受講する場合であって、別表第1に掲げる講義及び演習のすべてを受講することが困難な場合等については、精神保健や相談技術に関する基礎的事項(別表第1中、1から4まで及び9の項目をいう。)の受講を推奨する等、職員の実情に応じた受講を可能とすること。

(2)～(3) (略)

(4) 講習会の終了後30日以内に、受講修了者の総数及び職種別の受講修了者数を報告すること。なお、修了証書又は修了証明書を与えた者の氏名等について、報告は求めないが、講習会主催者において、保管等を行い把握できる状態としておくこと。

(5) (略)

別表第1 (略)

(留意点)

○「履修方法」欄が講義である講習科目については、講義を録画したものを視聴することも可能とするが、受講者の視聴状況について適切に把握すること。また、オンラインを活用して実施することも差し支えない。

○「履修方法」欄が演習である講習科目については、対面で行うこととする。

○「時間数」欄に()で記載されている内容は、地域の実情に応じて実施しないこととしても差し支えない。

生労働大臣に提出すること。

なお、申請後その内容について変更の必要を生じた場合には、あらかじめ変更申請を行うこと。

(1)～(5) (略)

(6) 受講予定人員数

(7) 受講者から徴収する費用

(8) 講習会に要する経費の収支予算

(9) その他参考となる事項

3 講習会の実施に関して留意すべき事項

(1) 自治体における精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談支援の質の向上を図るため、相談支援を行う保健師以外の職員も受講対象とすることができる。当該保健師以外の職員が受講する場合であって、別表第1に掲げる講義及び演習のすべてを受講することが困難な場合等については、精神保健や相談技術に関する基礎的事項(別表第1中、1から4まで及び9の項目をいう。)の受講を推奨する等、職員の実情に応じた受講を可能とすること。

(2)～(3) (略)

(4) 講習会の終了後30日以内に次の事項を記載した実施状況報告書を、小職あて提出されたいこと。

ア 受講人員

イ 修了証書又は修了証明書を与えた者の氏名及び当該証書等の番号

ウ その他参考となる事項

(5) (略)

別表第1 (略)

(留意点)

○「履修方法」欄が講義である講習科目については、講義を録画したものを視聴することも可能とする。また、オンラインを活用して実施することも差し支えない。

○「履修方法」欄が演習である講習科目については、対面で行うこととする。

○「時間数」欄に()で記載されている内容は、地域の実情に応じて実施しないこととしても差し支えない。

別表第2 (略)

別表第3 (略)

別表第2 (略)

別表第3 (略)